

島教人同第 117 号
令和 2 年 9 月 18 日

各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長
(人権同和教育課)

新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮等に係る指導について (通知)

クラスター発生など、新型コロナウイルス感染症が続くなか、感染した方や、その関係者の方々などに対するインターネットや SNS での誹謗中傷、うわさ話など、心ない言動が残念ながら広がっています。

各学校においては、令和 2 年 4 月 8 日付け島教人同第 3 号に留意の上、対応いただいているところですが、改めて、感染者等に対する誹謗中傷など差別や偏見などが生じることのないよう、差別的な言動に同調しないことなども含め、児童生徒に適切な指導をお願いします。

感染した方や、その関係者の方々の人権に配慮した冷静な行動をとることは、感染した方やその関係者の方々への配慮にとどまらず、感染の早期発見や接触者の把握に繋がり、広く県民全体の感染防止にもつながるものです。保護者や地域の皆さまに対しても、こうした取組にご理解いただけるようお取り計らいください。

【参考】

〈令和 2 年 8 月 25 日付け文部科学大臣メッセージ〉

児童生徒向け https://www.mext.go.jp/content/20200825-mxt_kouhou01-000009569_1.pdf

教職員向け https://www.mext.go.jp/content/20200825-mxt_kouhou01-000009569_2.pdf

保護者向け https://www.mext.go.jp/content/20200825-mxt_kouhou01-000009569_3.pdf

なお、後日本課より指導に係る資料を送付することを申し添えます。

(担当)

人権同和教育課指導グループ 電話 0852-22-5432